

担当課：総務課庶務係
電 話：0164-34-2111
F A X：0164-34-2117

職員の懲戒処分について

下記のとおり、地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分を行いましたので、北竜町職員の懲戒処分等に関する基準に基づき公表します。

記

1) 勤務態度不良

所属・職名・年代・性別	特別養護老人ホーム永楽園・看護師・40代・男性
処分の理由	令和2年9月14日に利用者が転倒し、令和2年10月22日骨折が確認される事故が発生しました。 このことは職員間の情報共有不足、指示等の記録を怠り、また、長期にわたり初期段階の骨折を疑わなかった判断に基づく指示が適切な受診へと繋がらず、骨折の診断（受診）が遅れてしまったものであります。利用者並びにご家族への誠意ある対応・配慮に欠けており、これらのことは、老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の心身の状態に対応した適切な処遇を提供する施設職員としての態度とは言いがたく、北竜町職員の懲戒処分に関する基準「勤務態度不良」に同等と思料される行為であります。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和3年2月18日

2) 管理監督責任

管理監督者に対する処分	管理監督責任として、業務主幹及び園長に注意の矯正措置を行いました。
-------------	-----------------------------------

【町長メッセージ】

このような事態が発生し、ご利用者様をはじめ多くの関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

再発防止に向け、介護看護間の情報連携システムの見直しを行い、ご利用者様の安心・安全な生活を最優先にサービスの提供に努めさせていただき、信頼の回復に努めて参ります。

令和3年3月23日

北竜町長 佐野 豊